

議案第 78 号

前橋市立学校設置条例の改正について

令和 2 年 6 月 11 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市立学校設置条例の一部を改正する条例

前橋市立学校設置条例（昭和 39 年前橋市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中前橋市立春日中学校の項を削り、前橋市立広瀬中学校の項を次のように改める。

前橋市立明桜中学校	前橋市後閑町 50 番地 4
-----------	----------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。